

## 「国際研究開発／コファンド事業」基本計画

国 際 部  
I o T 推 進 部  
材 料 ・ ナ ノ テ ク ノ ロ ジ ー 部

### 1. 事業の目的・目標・内容

#### (1) 事業の目的

##### ①政策的な重要性

「科学技術イノベーション総合戦略 2017」（平成 29 年 6 月 2 日閣議決定）、「日本未来戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）及び）などの成長戦略に基づき、新興国を中心として急速に拡大するグローバル・マーケット獲得に向け、我が国の優れた技術の国際展開を推進することが急務である。特に、高い技術力を有しながら、海外への進出に踏み切れない我が国企業を後押しし、新たな市場獲得を目指した海外展開支援体制の強化が必要とされている。

また、機構の第 4 期中長期目標において、我が国企業と優れた技術を有する外国企業の国際的な連携を促進し、海外市場展開を推進するため、国内外の企業による共同研究に対し、NEDO が外国の技術開発マネジメント機関とともに資金支援を行うコファンド事業を積極的に推進するという目標を掲げている。

##### ②我が国の状況

我が国は世界に比べ高い技術力を有し、将来有望な技術シーズを保有しながら、最終製品段階での国際競争で他国の後塵を拝することが多い。また、要素技術において世界トップ水準にある力を持ちながら国内にとどまっている中堅・中小企業も少なくない。成長する国際マーケットの獲得、中堅・中小企業等の海外支援展開を強化することにより、我が国企業の産業競争力の強化、ひいては国内経済成長に裨益することが求められている。

##### ③世界の取組状況

欧米をはじめとする世界各国の企業は海外企業や大学との共同研究開発に積極的に取り組んでおり、自国外の優れた技術を取り込み、新市場獲得に向けしのぎを削っている状況である。また、特に中小企業に対し、各国が政府研究開発支援によるイノベーション支援を政策的に実施しており、企業のみならず、官民一体で戦略的に取り組んでいる。

##### ④本事業のねらい

本事業では、機構の第 4 期中長期目標の達成、我が国の高い技術力の海外市場への展開の推進、経済成長促進及び産業競争力強化の早期実現を図るため、最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対し、機構が欧米先進国を中心とする海外の技術開発マネジメント機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行う取組を積極的に推進する。

#### (2) 事業の目標

##### ①アウトプット目標

我が国企業の国際展開や海外企業も含めたオープンイノベーションの進展を支援し、これに対応したグローバルな技術開発マネジメントに係る事業の一層の推進のため、最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対し、機構が海外の技術開発マネジメント機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行う取組を通じた研究開発を積極的に推進する。

##### ②アウトカム目標

我が国の優れた技術を使って、海外市場に適した技術を開発・検証し、官民一体となって企業の国際展開を推進することにより、我が国産業競争力を強化し、先進国のみならず急速に拡大している新興国を含む新規市場の獲得を狙う。もって、我が国国内経済成長に寄与する。

### ③アウトカム目標達成に向けての取組

海外市場におけるニーズを踏まえ、対象国固有の事情への適合性を含めた我が国技術の有効性を検証するとともに、海外機関との国際連携を図り、双方にとってWin-Winの関係を構築することを支援することにより、日本企業の海外市場への展開を推進する。

### (3) 事業の内容

NEDOが所掌する新エネルギー、省エネルギー、スマートコミュニティ、環境、ロボット・AI、IoT、材料・ナノテクノロジー等分野を対象に、日本と相手国双方の企業、研究機関、大学等（以下「企業等」という。）が参加する研究開発を実施する。実施するコファンド事業の具体的概要、対象国、スキーム、事業期間等は、実施方針で定める。

### (4) 本事業以外に必要な取り組み

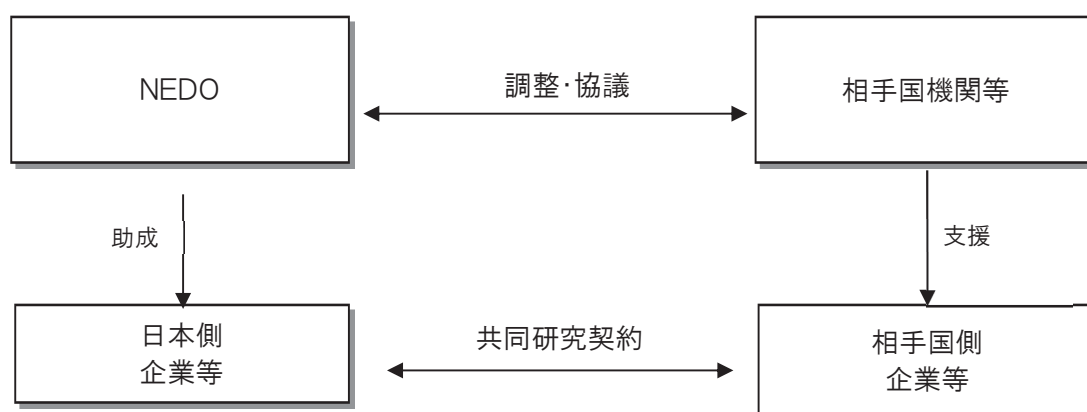
国際展開を積極的に推進するため、官民一体となって戦略的に技術課題を解決すると同時に、市場獲得に向け取り組むことが求められており、国内外の公的技術開発機関との連携、政府間協議などの政策対話の場なども活用しつつ、多方面からの体制構築を目指す。

## 2. 事業の実施方式

本事業は、NEDOと相手国機関等との間で調整・協議の上実施することとし、双方の企業等をそれぞれ支援することとする。なお相手国機関等については実施方針に記載する。

NEDOは、原則として日本に研究開発拠点を有する企業等（単独、複数を問わない）から公募により実施者を選定する。

なお、企業の主体性を求めることにより、さらなるイノベーションの推進を加速するべく、助成により実施する（NEDO負担率：中小・ベンチャー企業2/3、その他1/2）。



## 3. 事業の実施期間

本事業は原則、平成26年度から平成32年度までとする。ただし、事業規模等により、当該期間内に十分な研究開発が行えない場合は、事業目的の達成に必要な期間の延長を行うこととする。

## 4. 評価に関する事項

NEDOは、技術的・政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を実施する。評価の時期については、中間評価を平成29年度、事後評価を平成33年度とし、本制度に係る技術動向、政策動向や本制度の進捗状況等に応じて、適宜見直すものとする。

また、中間評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

加えて、個別案件レベルでの研究開発成果、成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し等についても評価するため、各個別研究テーマの事業終了後には、テーマ別事後評価を実施する。

## 5. その他の重要事項

### (1) 知的財産権の帰属

本事業の成果に関わる知的財産権については、すべて助成先に帰属する。本事業の成果に関わる知的財産権に関し、実施者は、原則として共同研究契約等において本事業に係る知的財産権の取り扱いについて予め定めることとする。

### (2) 基本計画の変更

NEDOは、事業の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、国内外の政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、適切に基本計画の変更を行うものとする。



### (3) 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1号、第2号、第3号及び第9号

## 6. 基本計画の改定履歴

- (1) 平成26年9月 制定
- (2) 平成27年3月 評価に関する事項を一部変更
- (3) 平成28年3月 事業の実施方式と評価に関する事項を一部変更
- (4) 平成29年3月 事業名称、担当部署名、事業の目的・目標・内容を一部変更
- (5) 平成30年3月 担当部署名、事業の目的・目標・内容、事業の実施方式を一部変更
- (6) 平成31年1月 事業の実施方式と評価に関する事項を一部変更

(別添1) 実施方式に係るスケジュール

|      | 26年度  | 27年度 | 28年度   | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------|---|------|--|------|------|------|------|
| 委託事業 |  |      |  |      |      |      |      |
| 助成事業 |   |      |  |      |      |      |      |